

概要版



岸和田市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

計画期間

令和6(2024)年度～令和8(2026年)年度



令和6年3月
岸和田市

計画について

1. 計画策定の背景と目的

わが国は、少子高齢化を一つの要因とした人口減少が進んでいることに加え、単身世帯、高齢者のみ世帯が予測よりも急速に増加し、世帯構造の変化による地域の希薄化、孤独・孤立のリスクの高まりなど、福祉課題が複合化しています。

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12（2000）年に介護保険制度が創設されてから 20 年以上が経過し、介護保険制度は高齢者の介護になくてはならないものとして定着しました。令和 7（2025）年には、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上を迎えることとなり、要介護認定率や介護給付費が急増する 85 歳以上人口は令和 42（2060）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。このような状況を踏まえ、市内で生活するすべての高齢者が、岸和田市の地域包括ケアシステムのもと、生きがいを持って安心して暮らし続けられる健康長寿のまちを実現するため、「岸和田市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定するものです。

2. 計画の期間と位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項及び介護保険法第 117 条第 6 項の規定に基づいて、一体的に策定した計画です。

また、岸和田市自治基本条例に基づき、最上位計画である「第 5 次岸和田市総合計画」をはじめ、福祉の上位計画にあたる「第 5 次岸和田市地域福祉計画」、「岸和田市保健計画ウエルエイジングきしわだ 2 次計画・岸和田市食育推進計画」、さらに「大阪府高齢者計画」や「大阪府医療計画」等の関連計画との整合を図ります。

第 9 期計画は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度を計画期間とします。

令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 22 年度 (2040)
第 8 期計画									
			第 9 期計画（本計画）						
						第 10 期計画			

▲

▲

団塊の世代が 75 歳以上に

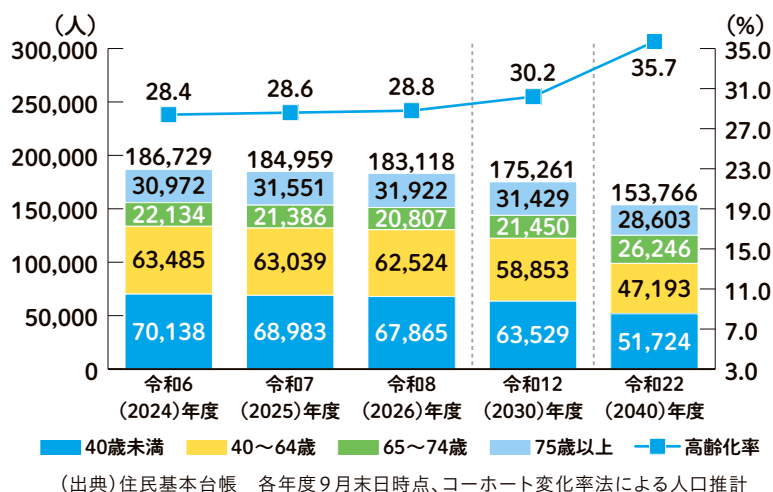
団塊ジュニアが 65 歳以上に

高齢者を取り巻く現状

人口の予測

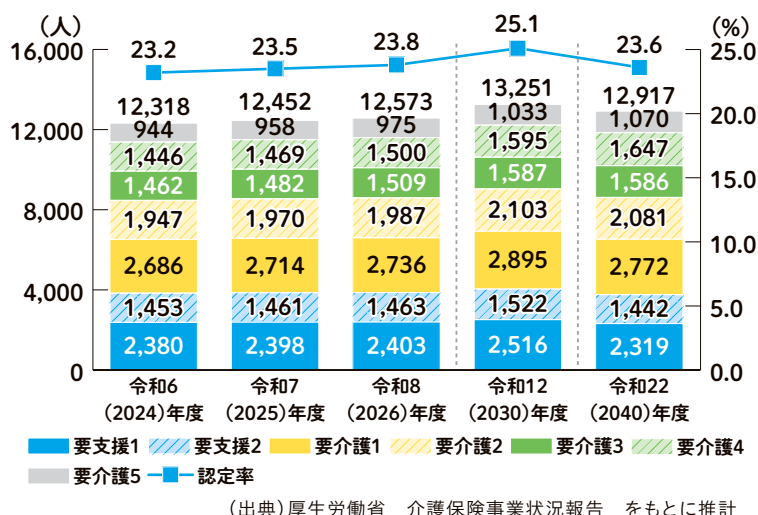
本市の総人口は、今後も減少傾向が続く見込みとなっています。

高齢者の内訳をみると、65～74歳の前期高齢者は減少し続ける見込みですが、長期的にみると、再び増加すると予想されます。一方、75歳以上の後期高齢者は増加し続ける見込みですが、長期的には減少に転じる予想となっています。



介護や支援を必要とする人の予測

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和8(2026)年度には12,573人、令和12(2030)年度には13,251人、令和22(2040)年度には12,917人となる見込みです。要介護度別にみると、重度者の大きな増加が見込まれています。



計画の理念

介護保険は、加齢に伴って生じる心身の変化や疾病等が原因で介護を要する状態となっても、その人が有する能力に応じ、尊厳を保持しながら、その人らしい自立した日常生活を営むことができることを目指しています。

第9期計画では、「高齢者の自立支援と重度化・重症化予防」「地域共生社会の実現」「介護保険制度の持続可能性の確保と高齢者の尊厳の保持」の3つの考え方を本市の地域包括ケアシステムに関する施策推進のための基本理念に据えることとします。また、基本理念に基づき、次のテーマを本計画のコンセプトとして計画を推進します。

**住み慣れた地域で
自分らしい生活を営むことができる
地域共生社会の実現**



施策の展開

基本方針

1

地域共生社会の実現に向けた体制づくり

地域共生社会の実現のため、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。

(1) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

人員体制の確保、関係機関との連携・ネットワークの充実、自己評価などを進めるとともに、業務負担軽減と質の確保、体制整備についても検討し、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

取り組む内容

- ①地域包括支援センターの連携・ネットワーク機能の充実
- ②地域包括支援センターの体制の充実・強化と資質向上
- ③地域ケア会議等の推進及びケアマネジメント力の向上



(2) 地域における重層的な支え合い体制の整備

交通や買物をはじめ、住み慣れた地域で暮らしていくことを前提とした市民の生活支援ニーズについて、地域の様々な資源等を活用した取組を推進します。また、地域包括支援センターをはじめ、医療機関や福祉団体等と連携協力のもと、地域の多様な主体が参画したネットワークの充実を図ります。

取り組む内容

- ①担い手の確保と高齢期の生きがいづくり
- ②「見守り」体制の整備
- ③重層的支援体制整備事業の整備の検討



(3) 地域における自立した日常生活の支援

自立支援・重度化防止を進めるとともに、ボランティア等の生活支援の担い手の養成等の地域資源の開発や、ネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」等を活用しながら、多様な主体により地域で支える仕組みづくりを強化できるよう進めます。

取り組む内容

- ①介護予防・生活支援サービス事業の実施
- ②生活支援体制整備事業

基本方針

2

健康でいきいきと暮らせる仕組みづくり

高齢者が健康でいきいきと暮らすため、高齢者の自立支援・重度化防止を推進します。

(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画」に基づき、ライフステージに応じた適切な生活習慣の確立と栄養・食生活、運動、禁煙等の生活習慣の改善へとつながる知識の普及啓発とともに、地域との連携を深め、参加しやすい事業の実施を推進します。

取り組む内容

- ①「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画」の推進
- ②健康に関する基本的な知識の普及啓発等の拡充

(2) 介護予防の推進

従来の疾病予防・重症化防止における個別的な対応だけでなく、高齢者全般に対して、元気なうちからフレイル予防に着目し、保健事業と介護予防を一体化したアプローチにより高齢者の自立支援・重症化防止を推進します。

取り組む内容

- ①一般介護予防事業の推進
- ②いきいき百歳体操の推進
- ③自立支援・重症化防止の取組
- ④保健事業と介護予防の一体的な実施



(3) 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者の健康づくり、子どもの見守り、防災に関する活動等、分野横断した取組により高齢者が生きがいを持って暮らすことができる取組を推進します。

高齢者の生きがいづくりのなかで、高齢者も労働の担い手として期待されることから就労支援の充実を図ります。

取り組む内容

- ①雇用・就業対策推進
- ②高齢者の主体的な活動の支援



基本方針

3

安心して生活ができる暮らしづくり

高齢者が、住み慣れた地域で在宅生活を続けられるよう、生活の基盤となる住まいや住環境の整備等に努めるとともに、家族も安心して社会生活を送ることができるよう地域全体で見守り、共生する地域づくりを推進します。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための医療機関と介護事業所などの関係者の連携強化を図ります。

取り組む内容

- ①在宅医療の充実
- ②在宅医療・介護連携の推進
- ③認知症施策との連携強化



(2) 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築

尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を送ることができるよう、認知症の早期発見・早期対応のための住民の理解など、「認知症バリアフリー」に取り組むとともに、認知症基本法が成立したことを受け、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた、認知症施策を推進します。

取り組む内容

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②認知症本人及び家族に対する支援



(3) 認知症の早期発見・早期対応の推進

認知症の早期発見・早期対応するためには、認知症の症状の進行に応じ保健・医療・福祉・介護の各サービスによる適切かつ継続的なケアの推進など、認知症高齢者とその家族を地域全体で見守り、共生する地域づくりを推進します。

取り組む内容

- ①認知症初期集中支援チームや医療機関との連携の推進
- ②認知症支援ネットワーク会議による関係者との連携推進



(4) 権利擁護の推進

高齢者の虐待防止にあたっては、市民や関係機関に分かりやすい広報啓発活動を行うことで、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図るとともに、相談・支援体制の充実を図ります。また、判断能力が低下した人や生活に不安がある人に対する支援として、日常生活自立支援事業、成年後見制度等、本人の意思決定を尊重し、必要な人が必要な時に利用できる事業の実施を推進します。

取り組む内容

- ①高齢者虐待防止のための対策の推進
- ②権利擁護事業の推進



(5) 災害及び感染症対策

高齢者やその家族、介護サービス事業者等が安全で、安心できる環境づくりのため、新たな感染症や災害等への備えの強化を図ります。

取り組む内容

- ①災害に備えた高齢者に対する支援体制の整備
- ②災害時における福祉サービスの継続と関係機関の連携
- ③感染症対策の推進



(6) 住まいとまちづくりに関する施策の推進

高齢者やその家族のニーズに対応した住まいの確保に努めます。また、住宅や生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者に配慮したまちづくりを促進します。

取り組む内容

- ①高齢者が安心して暮らせる住まいの整備・充実
- ②バリアフリー化の促進

基本方針

4

介護サービスの充実と基盤の強化

安心してサービスを利用できる制度の運営と、介護保険財政の一層の健全性の確保と制度の安定運営に努めるとともに、持続可能な制度となるよう基盤強化に取り組みます。

(1) 介護サービスの基盤整備と質の向上

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、地域の実情に応じた既存資源等を活用した在宅サービスや、訪問リハビリテーション等の更なる普及、在宅医療と介護を連携させたサービス等、在宅療養の支援について充実を図ります。また、介護人材の確保に向けた取組や業務の効率化、働きやすい環境づくりに向けた取組等を推進します。

取り組む内容

- ①介護サービスの充実
- ②介護人材確保の取組
- ③業務効率化に向けた支援



(2) 介護保険制度の適正・円滑な運営

介護保険制度の適正・円滑な運営には、調査対象者の日頃の状態や生活面での困難を的確に把握し、要介護認定を遅延なく実施する等、適切な要介護認定の実施に努めます。また、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することにつながる介護給付の適正化のさらなる推進を図ります。

取り組む内容

- ①適切な要介護認定の実施
- ②介護給付適正化の取組



(3) サービス事業者への指導・助言

安定的な介護保険サービスが提供できるよう、介護サービスの質の向上の観点から、事業所への指導・助言に合わせて、施設等における虐待防止の取組を推進します。

取り組む内容

- ①事業者への指導・助言
- ②施設等における虐待防止の取組
- ③介護支援専門員への支援
- ④個人情報の適切な利用



(4) 介護サービスの利用者と介護者への支援

高齢者本人や家族の住み慣れた地域で生活することへの希望や意義を理解し、その希望ができるだけ実現されるよう、利用者を支える各種支援事業や介護者への支援を推進します。また、介護者の状況として、働きながら介護をする人が増加しており、介護と仕事の両立が課題となっていることから働きながら介護に取り組む介護者への情報提供を行います。

取り組む内容

- ①情報提供の推進
- ②相談・苦情対応体制の構築
- ③社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の利用促進
- ④介護離職防止に向けた取組

標準給付費見込額と地域支援事業費見込額

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度、令和12(2030)年度及び令和22(2040)年度における標準給付費見込額と地域支援事業費見込額は次のようになります。

(単位：千円)

	令和6(2024)年	令和7(2025)年	令和8(2026)年	令和12(2030)年	令和22(2040)年
総給付費	17,037,211	17,491,277	17,807,353	18,122,363	18,232,878
特定入所者介護サービス費等給付額	287,502	291,108	294,161	304,499	298,393
高額介護サービス費等給付額	420,411	418,794	416,184	396,516	362,128
高額医療合算介護サービス費等給付額	60,388	60,085	59,729	57,996	53,226
算定対象審査支払手数料	16,088	16,001	15,901	15,388	13,931
審査支払手数料支払件数	342,300	340,438	338,315	327,411	296,398
標準給付費見込額(A)	17,821,600	18,277,266	18,593,328	18,896,763	18,960,557
地域支援事業費見込額(B)	755,654	784,290	808,241	791,700	757,386
標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計(A)+(B)		57,040,381		19,688,464	19,717,944

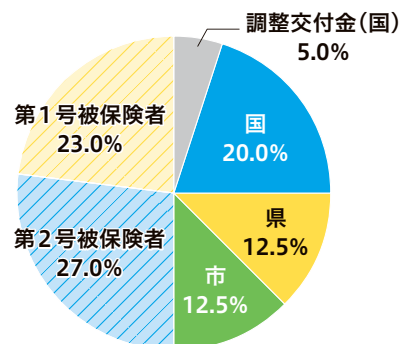
※端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

第9期計画期間中における介護保険料について

介護保険の財源と保険料基準月額

第1号被保険者の負担割合（23%）、予定保険料収納率（99.0%）、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、介護給付費準備基金取崩額、市町村特別給付費等を踏まえ算出した結果、第9期計画における第1号被保険者の保険料基準月額は6,733円となります。

第9期計画における介護保険の財源



[所得段階別保険料一覧]

段階	対象者	比率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.285	23,100円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.485	39,200円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	0.685	55,400円
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方(前各段階のいずれにも該当しない方)	0.90	72,800円
第5段階	・本人が市町村民税非課税で、前各段階のいずれにも該当しない方	1.00 (基準額)	80,800円 (月額6,733円)
第6段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方	1.10	88,900円
第7段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の方	1.20	97,000円
第8段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	105,100円
第9段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	121,200円
第10段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	137,400円
第11段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	153,600円
第12段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	169,700円
第13段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	185,900円
第14段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	2.40	194,000円
第15段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	2.50	202,000円
第16段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上の方	2.60	210,100円

岸和田市高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画

概要版

発行/令和6(2024)年3月 岸和田市

編集/岸和田市保健部介護保険課

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 電話 072-423-2121